

○ 落札額の過度な高騰に係る対応策

検討会での主な意見

- ① 落札額の高騰が想定されるケースとしては、周波数の割当てに際し、
 - (i) 割当て予定の周波数帯域幅（周波数ブロック数）について超過需要・競争需要が発生する場合
 - (ii) 割当て対象となる周波数帯域に希少性がある場合
 - (iii) 1事業者が落札できる周波数に制限がない場合 等が考えられるのではないかという指摘があった。
- ② また、入札者自身が割当てを受ける周波数帯の価値をよく判定できない場合に、入札額・落札額が事後的に判明する真の価値よりも過大となる、いわゆる「勝者の呪い」が生じ、落札額の過度な高騰が起こりうるという指摘があった。
- ③ これに対し、諸外国における20年以上にわたるオークションの実績の中で、落札額の過度な高騰への対応策として様々な方策が講じられており、その結果、近年のオークションの落札額は比較的安定してきているため、落札額の過度な高騰などオークション後の悪影響を懸念するほどの不確実性があるとは考えにくいとの指摘があった。

まとめ

諸外国において実際に落札額の過度な高騰への対応策として取り入れられているものとしては、主に以下のような項目が挙げられる。

- 1) 周波数割当て時に、十分な周波数枠を確保する
- 2) 周波数キャップを適用する
- 3) 競り上げのラウンド制限を行う 等

○ 特定事業者の周波数の集中に係る対応策

検討会での主な意見

- ① 諸外国において、特定事業者への周波数の集中が生じたとされる主な事例としては、以下の2つが挙げられる。
 - 米国のAWS-3オークション（2015年）において、落札免許のうち、全体の約7割を大手3事業者（AT&T、Verizon及びDish）が落札。
 - 米国の3.7GHz帯オークション（2021年）において、落札免許のうち、全体の約9割を大手2事業者（Verizon及びAT&T）が落札。
- ② こうした特定事業者への周波数の集中を防止するため、諸外国では周波数キャップが導入されている。
周波数キャップは周波数割当てにおいて、それぞれの事業者に割り当てる周波数の幅の上限を設けるものである。
- ③ 周波数キャップの適用の仕方にはバリエーションがあり、特定の周波数割当てにおいて獲得できる上限を設定する場合や、事業者の保有する周波数総量に対して上限を設ける場合、さらには周波数帯域ごと（例：1GHz以下の帯域等）に事業者の保有する周波数数量に上限を設ける場合などがある。
- ④ また、諸外国では、当該国の携帯電話市場の競争環境を勘案し、新規事業者の参入促進のための優遇措置として、周波数キャップのほか、新規事業者のみが参加できる特別な周波数枠を設けて入札を行う優遇措置（取置き（set aside））や、経済的負担に配慮するため、一定の要件を満たす小規模事業者に落札額から一定額を減免する割引（入札クレジット）措置なども講じられている。

まとめ

以上を踏まえれば、諸外国の事例からも周波数キャップ等は、特定事業者への周波数の集中防止や新規参入の促進の観点から、一定の成果を上げていると考えられる。